

- (二) 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 チルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 三一 (二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロベニル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 三一 (二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロベニル) 一二・二一ジメチルシクロシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 三一 (二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロベニル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有するものを除く。
 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
- (第二条第一項関係)
- (一) 「二一カルボキシラートフエニル」 (チオ) (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサール)
 ○・一パーセント以下を含有する製剤
- (二) 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 三一 (二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロベニル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル (Z) —(一RS・三RS) —
 三一 (二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロベニル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有するものを除く。
- (三) 四一メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四一メチルベンゼンスルホン酸五パーセント以下を含有するものを除く。
- 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)
- 一・二一ジ (二一四一一二 (二一メチルブロボキシカルボニル) 一シアノエチニル) フエニルチオ) エトキシ) エタン及びこれを含むする製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二条・第四条関係)

5 この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

御名 御璽

令和四年一月二十八日

政令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第一号及び第三項第一号、第九条の十三第三項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
 第十三条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
 第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦（以下この項において単に「推薦」という。）をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月二十八日

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣は、金融商品取引法（昭和三十三年法律第二十五号）第二条第三項第二号ハ、第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「六月」を「三月」に改める。

第十五条の十の三第二号中「取得する者」の下に「（特定投資家を除く。）」を加える。

附則
(施行期日)
この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(経過措置)

この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘についてはなお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

府 令

○内閣府令第五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の三第一項及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようないかで改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改	正	後
(推薦等)	(推薦等)	(推薦等)

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、

第七条第二項、第十一条第二項、第十三条

第二項、第十五条第二項、第十六条第二項

又は第二十八条第二項に規定する者（以下

この条において「推薦者」という。）は、法

第四条第一項第四号若しくは第五号、第五

条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、

第三項第一号、第四项第二号若しくは第六

号に規定する者（以下この条において「推

薦者」という。）は、法第四条第一項第四

号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第

五条の二第二項第一号、第三項第一号、第

四項第二号若しくは第六項又は第九条の十

三第一項の規定により推薦を行うこととな

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、

第七条第二項、第十一条第二項、第十三条

第二項、第十五条第二項、第十六条第二項

又は第二十八条第二項第一号若しくは第二

号に規定する者（以下この条において「推

薦者」という。）は、法第四条第一項第四

号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第

五条の二第二項第一号、第三項第一号、第

四項第二号若しくは第六項又は第九条の十

三第一項の規定により推薦を行うこととな

った場合には、別記様式第十五号の推薦書

をその被推薦者に交付するものとする。こ

の場合において、法第四条第一項第四号の

規定による推薦については、その推薦書の

写しを国家公安委員会に送付するものとす

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日まで、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政令第三十六号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 第十七号中トキとし、二からへまでをホカラトまでとし、ハの次に次のように加える。
二 「(一)カルボキシラートフエニル(チオ)(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサール) ○・一%以下を含有する製剤

第一条第十九号の中二ただし書中「〇・五%」を「一・五%」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 「(一)カルボキシラートフエニル(チオ)(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサール) ○・一%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) 一・二一ジ(二一(四一(二一(二一メチルプロポキシ)カルボニル)一シアノエテニル)

第一条 第二項(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) フエニルチオエトキシエタン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第七十一号の四中「〇・五%」を「一・五%」に改め、同項中第百号の十九を第百号の二とし、第百号の八から第百号の十八までを一号ずつ繰り下げる。第百号の七の次に次の一号を加える。

百の八 四一メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四一メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は適用しない。

(経過措置)

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条
 第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法(次条において「法」という。)第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二条第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣労働省令第一号

○厚生労働省令第一号
 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
 厚生労働大臣 後藤 茂之

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令
 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成二十七年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後
 (会計監査報告の作成)

第十八条 (略)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項
 に規定する財務諸表並びに同条第二項に規
 定する事業報告書及び決算報告書を受領し
 たときは、次に掲げる事項を内容とする会
 計監査報告を作成しなければならない。

四 第二号の意見があるときは、事業報告
 書(会計に関する部分を除く。)の内容と
 計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)
 (新設)

改 正 前
 (会計監査報告の作成)

第十八条 (略)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項
 に規定する財務諸表並びに同条第二項に規
 定する事業報告書及び決算報告書を受領し
 たときは、次に掲げる事項を内容とする会
 計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)

省令

○厚生労働省令第十七号

○厚生労働省令第十七号
 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之
 厚生労働大臣 後藤 茂之

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後
 別表第一 (第四条の一関係)

毒物

一〇十五 (略)

十六 二・三・五・六一テトラフルオ
 ロ一四一メチルベンジル(2)-

R S・三 R S) - 一三 - (二一クロロ-

三・三・三一トリフルオロ一-プロ

ペニル) - 二・二一ジメチルシクロブ

トランカルボキシラート(別名テフル

トリン) 及びこれを含有する製剤。た

だし、二・三・五・六一テトラフルオ

改 正 前
 別表第一 (第四条の一関係)

毒物

一〇十五 (略)

十六 二・三・五・六一テトラフルオ
 ロ一四一メチルベンジル(2)-

R S・三 R S) - 一三 - (二一クロロ-

三・三・三一トリフルオロ一-プロ

ペニル) - 二・二一ジメチルシクロブ

トランカルボキシラート(別名テフル

トリン) 及びこれを含有する製剤。た

だし、二・三・五・六一テトラフルオ

五 (七) (略)

附則

四 (六) (略)

四 (六) (略)

附則

四 (六) (略)

